もくれん

木蓮

第 100 号
２０１９年 10 月 11 日

◆ 発 行 ◆
名古屋労災職業病研究会
名古屋市昭和区山手通 5-33-1　杉浦医院 4 階
TEL＆FAX：052-837-7420
e-mail：roushokuken@be.to
http://nagoya-rosai.com/

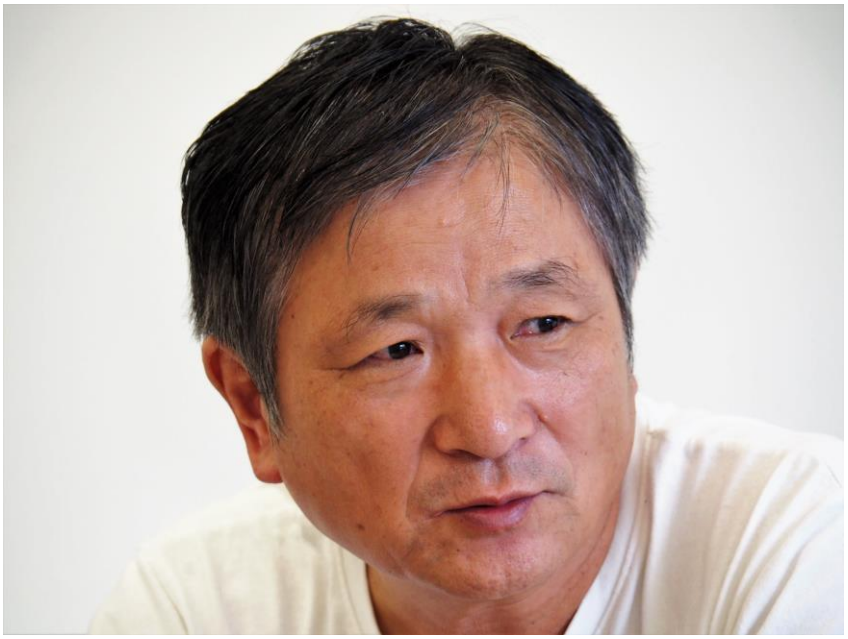

講演する岡田伸吾さん。５０歳の時に胸膜中皮腫を発症しましたが、今日まで１４年８か月間無治療で過ごしてきました。８月３１日、クロスパル新潟（関連記事 P9～P11）。

100 号目次

☆　もくれん 100 号に寄せて　P2
★　「かろうじて戦前世代」の覚書　P2～P5
☆　今後も労職研とともに　P6
★　もくれん 100 号にかこつけて　P6～P7
☆　労職研は労働と人権問題の窓　P7
★　生きとし生きるもの　P8
☆　・・・私は弱い人間だった。情けない人間であった・・・　P8～P9
★　中皮腫発症１４年８か月、無治療で生きる　新潟支部世話人岡田伸吾さん講演　P9～P11
☆　「職場のいじめパワハラほっとライン」を開催　P11～P12
★　中日ビルのアスベスト除去工事についての説明会を竹中工務店が開催　P12～P13
☆　「移民社会」のこれから
髙谷幸（移住連・大阪大学大学院人間科学研究科）　P13～P16
★　英乃海関の化粧まわし　P17
☆　事務局からのお知らせ　P17～P18

会報「もくれん」100 号記念

労職研会報「もくれん」が 2001 年 4 月 7 日発行の 1 号から数えて今号で 100 号となりました。100 号を記念して、労職研を支えて下さっている会員の皆様が原稿をお寄せ下さいました。

☆ もくれん 100 号に寄せて

今まで自分の好きなことを好きなだけ、やりたいことだけをやり続けてきました。それは、去年の 7 月 21 日に妻がなくなるまでの事でした。現在私は年を重ねるごとに肩書が増えていっています。現在私の持つ肩書は、名古屋労災職業研究会の代表および協力医として月 2 回の事務局会議と労災意見書の作成をしています。杉浦医院の院長かつ医療法人八事の森の理事長として、日々の診療に加え、施設を含む 170 人の在宅医療の患者さんの主治医として 24 時間訪問診療の対応をしています。NPO 法人ささしまサポートセンターの理事長として月 1 回の運営委員会と炊き出し医療相談と医学生実習の引率を行っております。NPO 法人外国人医療センターの理事。八事商店街発展協会の理事。愛知県保険医協会の理事兼地域医療部会委員（月 2 回の理事会にはほとんど出られず、部会にも出席困難）。妻がなくなった去年の 7 月より名古屋市医師会の理事となり、月に 3 回の理事会への出席と、それに伴い名古屋臨床検査センターの常務理事となり、月 3 回の理事会の出席が必要になりました。愛知県内の 4 つの医学部の実習生を 20 人程度受け入れその指導も行っています。

さらに、妻がなくなってからは、月に 2 週間くらいは妻の双子の妹が家事炊事を手伝いに来てくれて、支えてくれますが、いない時には家事、炊事、洗濯もこなさなければならない状況となっています。

依頼される原稿を書こうと思うと、もともと文章を書くことに苦手意識のある私は腰を据えて、時間を取って書こうとするのですが、なかなかそれだけの時間が確保できなくなってきました。上記の肩書に伴う業務をこなした上で、原稿を書くだけの十分な時間の確保ができにくくなってきたので、今回をもってあらゆる依頼原稿に対してお断りをすべく、ここに断筆宣言をしようと思いました。

しかし全く何も書かない、報告しないというわけにもいかず、今後は文章を少なめに写真をより充実したものにして、もう少し頑張ってみようと思い、ここに減筆宣言をいたします。今後は、文章の量が減るかもしれませんが、より良い写真で伝えることができるように努力していきますので、楽しみにしてください。

（労職研代表　森　亮太）

★「かろうじて戦前世代」の覚書

1　初めに

「もくれん」１００号おめでとうございます。記念すべき本号に投稿出来る機会を与えて頂い

たことに先ず感謝を申し上げます。そして、１９４３年生まれの私は、「かろうじて戦前世代」の一人の会員として、今や死語ともなった「戦後」が、再度「戦前」とならないことを願いつつ、後期高齢者に入った今、書き残しておきたいことは何かと考えると、やはり「平和」の危うさについてではないかと思うのです。

労職研は、労働者の職業上の安全、健康を守る活動を目的とする団体ですが、その基礎には、基本的人権尊重の思想があり、そして、あらゆる人権は、平和を守ることなしに実現出来ません。

そこで、以下、先ず私の「戦争記憶」について述べ、その後、「戦前」の雰囲気を感じる今について感じるところを述べ、少し長くなることをお許し願い、これからの労職研活動への私のメッセージとさせて頂きたいと思います。

２　私の「戦争記憶」（父の世代の戦争体験を語り継ぐ）

（１）　三重県出身の私の父は、私の出生した１９４３年当時、特許庁の審査官から審判官となっていましたが、日中戦争に続く第二次世界大戦は、その時代なりのハイテク戦争でもあったことから、国家の技術部門である特許庁勤務の職員は、所謂赤紙（召集令状）発布を遅くされていたようで、神風特攻隊の要員ともされた学徒動員等、「根こそぎ動員」の一端であったのか、父も、戦争末期昭和１８年に、私の出生を待たず、本籍の三重県久居にあった陸軍の連隊に招集され、訓練を受けた上、二等兵として中国に動員されました。

一兵卒となった父は、「内地」三重久居連隊での訓練中、理由なく上官の「靴の裏」で顔面を「びんた」されるような人間性喪失訓練を受けて中国戦線に動員されて通信兵として、馬に通信機材を積んで運び、有線通信を確保するなどの任務を担当するようになりました。上官から、「お前たちは、一銭五厘の赤紙でいくらでも補充できるが、馬はそうはいかない。大切にしろ。」と言われながら、不眠で行軍することもあり、眠りながら歩いて、歩きながら目が覚めると自分の前に続いているはずの兵士の列が無かったこともあったと言います。

父を待っていた日常について父から何度か聞いた話では、炊飯時間は何分以内と命令を受けて飯盒で急いで炊いたご飯を、戦友と二人並んで食べていた時、隣の戦友は、被弾して戦死され、被弾したのが自分ではなく、戦友であったのは、偶然であったということです。

父は、出征に際し、やがて３子目の私が生まれることを予定されていた家族の行く末を思い、「何としても生きて帰る。」と密かに心に誓ったであろうと推察されますが、生還を誓ったはずの父が、現実には、弾丸が飛び交う中国戦線で、「匍匐前進」すべきところ、「弾よ、当たれ」と思って立って歩き、後で、上官から叱責されたことさえあったということです。

しかし、内地とは異なり、戦地では、上官は、敵兵ではなく、味方の兵卒の報復（味方の弾で後ろから撃たれて死ぬこと）を恐れ、内地での理不尽な体罰は無くなったということでした。

（２）　父は、中国奥地で日本の敗戦を迎え、戦後、相当期間を掛け、食料の補給もない中で、川で魚貝を漁り、終には、自分の褌を洗って紐を切り、１枚の布として豆乳一杯と交換してもらうなどまでして、中国の奥地から、徒歩で帰国を果たしたと聞かされています。結局、昭和１８年に招集された父は、出征から何年かして帰国しました。父が所属した「嵐部隊」の隊員は、生還できなかった方も多かった中での生還であり、母は、「嵐部隊」は全滅したとの情報もある中で父の生還を諦め、ある会社の社員寮の住み込みの寮母をして、私たち３人の子を育てる覚悟をしていたところであったと聞いています。

父が、帰国出来た理由は、様々な幸運が重なった結果であったと思われますが、武器を

放棄した侵略国の敗残兵は、旧日本軍から深刻な被害にあった中国の人々から、報復的に殺される危険は、いつもあったと想像されますが、敗残兵であった父たち日本兵に対する中国の普通の人々の報復的でない対応に助けられる一方、父が帰国出来た政治的要因は、父が語ったところによれば、当時の中国の責任者であった蒋介石の、「日本兵は、全て、早く、日本に返せ。」という号令であったということでした。中国の人々の対応と、この蒋介石の方針に救われた一人である父は、中国人は、「大人（たいじん）」であったと何度も私に語っています。

（３）　一方、私自身の「戦争記憶」として報告したいのは、以上報告した父の話だけではありません。少年であった私の反戦思想を作ったもう一つの経験がありましたが、それは、父が、帰国後私を連れて行った映画「人間魚雷『回天』」でした。神風特攻隊程には知られていませんが、戦争末期、幾つも企てられた特攻兵器の一つに海軍の「人間魚雷『回天』」があり、片道分のバッテリーで推進され、搭載した爆弾を抱えて敵艦に体当たり自爆する一人乗りの魚雷型兵器「回天」に乗ることになった若い海軍士官を描いた映画であったと思います。幼い私の記憶にありありと残ったのは、潜水艦から発進した一機の「回天」が、バッテリーの性能が悪く、敵艦に激突して自爆することも出来ないまま海底に沈み、狭い機内の酸素が欠乏して迎える死を前にした搭乗士官が、潜望鏡筒に、「●年●月●日●時現在、我生存せり。」と、何かの金属を使い刻印し、死を待つ姿と、その何年後かを描いた映像で、海底深く朽ちた艇内に残った、この搭乗員が刻印した生きた証のおぼろげな残像でした。

　この映画に私を連れて行った父の真意を語ってもらったことはありませんが、父が私たち家族に語った「戦争記憶」と、その後、この「人間魚雷『回天』」が語ったものが、少年の私に、自覚がないままに反戦思想を確実に植え付け、そして、更に成長して大学時代に読んだ神風特攻隊の隊員が残した遺稿を編集した書籍「雲流るる果てに」が、私の反戦の気持ちを揺るぎないものとしたことは間違いないと思っています。

３　時代の「記憶喪失」と新たな「戦前」への足音

（１）中国が、日中戦争で失った人命の規模は、様々な推計があり、厳密な被害は算定不能だと思われますが、中間的な推計値を参考に、仮に２千万人とします。当時、中国が、日本を侵略したという歴史はない一方、大量の日本軍が、少なくとも日本国の「国際紛争解決の手段として」（後の日本国憲法第９条１項）中国に送り込まれたことに異論はありません。そして、世界史上、初めてと言われる無差別都市空爆とされる「重慶爆撃」をしたのは、日本軍であり、当時の戦時法であるジュネーブ条約で禁止される非人道的大量破壊兵器（毒ガス兵器、生物兵器の両方）を実際に使用したのも日本軍でした。

　しかし、その後、１９７８年、日中平和友好条約が締結されるに際し、中国は、対日戦後賠償請求権を放棄しました。

　結果的に、中国の人々が放棄した損害額を感覚的に理解するため、交通事故の損害賠償事件を多数係わってきた弁護士として、不謹慎ですが、自賠責保険の死亡慰謝料額一人３千万円をこの死者数に乗じると幾らになるかを計算してみると、約６００兆円となり、これに逸失利益等も加えなくとも、中国軍、中国国民の死亡損害のみでも天文学的数字となることは容易に想像でき、日本の戦後復興は、この本来日本国が負っていた戦後賠償責任に関する中国の免責に大きく依存することによっても成り立ったものであることを日本国民は、どの程度理解しているでしょうか。

（２）　日本国が、理解し、忘れてはならないことは、日本国は、国際人道法違反の決して許されない、違法で最悪の非人道兵器・原爆の被害国民であるとともに、同じく、国際人道法

違反の違法な戦争行為を行った侵略国であった歴史であり、日本人が原爆を決して忘れず、忘れてはならないように、日本国の戦争責任は、「それは済んだこと」だということ、あった事実を無かったことにすることは決して許されるものではありませんが、それと同時に、日本国民が理解し、忘れてはならないのは、日清日露戦争から、日本が日中戦争、太平洋戦争へとじわじわ歩みを進めた時代に、それを認容し、場合によっては、祝賀し、煽ったのは、多くの日本国国民自身であったという歴史的事実です。

今、いつまでも若いと錯覚する人間の一人であった自分自身が、後期高齢者とされ、否応なく、所謂「終活」の実行を要請されている中で、人生は短く、平和を維持するのは容易ではないことを訴える年齢となりました。

かのヒットラーは、一人の狂人であり、偏狭な民族主義の悪しき天才であった、そして、加害国ドイツの国民は、単に狂人に騙された犠牲者であったのでしょうか。「ハイルヒットラー！（ヒットラー万歳！）」と連呼して熱狂する当時のドイツ国民の怒涛のような歓呼の映像を何度も見たことを私は忘れることは出来ません。

（３）翻って、我国の公共放送ＮＨＫテレビが、連日連夜、尖閣列島を回る中国船の映像を、これでもかと放映した事実は記憶に新しく、それが止むと次は、北朝鮮が繰り返す核実験とミサイル実験映像を徹底的に報道する姿勢は、現在進行形とも言えます。

そして、現在、日韓関係について、メディアは、その争点を巡る諸説を冷静に紹介し、理解を深めるメディア本来の務めを果たすことより、むしろ、理不尽な「嫌韓」思想を振りまくことも多く、日韓は歴史的な対立関係にあると決めつける報道を徹底的に繰り返しています。

このような我国メディアの論じるところは、結局、客観報道ではなく、一種の国民政治教育であり、軍事力の増強が必要、憲法改正が必要だと暗示し、平和憲法を捨てることに向け、国論を誘導するものと言われても仕方がない風潮を感じてしまいます。

（４）アジア諸国と我国自身の国民に、筆舌に尽くせない深刻な苦痛、苦悩を与えた軍国主義と戦争に、国民は無責であったと言えるであろうかの問いに単純に否定の答えは出来ないと思われます。

この反省に立って今日の日本国の民主主義の危うさを見るとき、それが驚くべき状況にあると感じざるを得ません。自殺官僚まで出した文書偽造問題も、「忖度」であったとして、本来その責任を負うべき担当大臣、総理大臣は、無罪放免とされ、その与党は、政治に何も期待していないと見える若い国民に支持され、次々と選挙で勝利できました。歴史を顧みる能力を獲得できていない国民が主権者である国の民主主義は、恐ろしさを内在させていることを示しているかに見えます。

確かに、現今の世界的な政治の右傾化、フェイクニュースさえまかり通る現状は、日本国のみの問題ではありません。現代は、世界史の曲がり角であって、危惧される日本の現状も、やむを得ないものでしょうか。

グローバル化の結果、世界的規模の格差社会が出来、その一方で、グローバルな世界に、真偽を問わず情報を拡散できる通信手段を持った人類が、最も基本的な「平和」問題にどのような答えを出すのか問われています。

私がかろうじて戦前世代としての人生の大半を生き、書き残したいと思うのは、歴史を振りかえり、「平和」を突き崩すのは、好戦的な国家権力のみではなく、その歴史を学ぶことを怠った国民自身でもあると感じることです。

（労職研顧問／弁護士　名嶋　聰郎）

☆今後も労職研とともに

もくれん１００号おめでとうございます。

１９９９年に個人加盟制の労働組合・名古屋ふれあいユニオンを結成したとき、事務局長に就任した私が午後の時間をユニオンの活動に専念できたのは、杉浦医院で午前中のアルバイトの仕事を提供していただいたからでした。

そしてユニオンが結成２年後に金山で小さな事務所を借りて活動を開始したのち、名古屋労災職業病を立ち上げる、という話になって、その小さな事務所で労職研も活動を始めることになりました。「もくれん」が発刊したのはそのときでした。

その後、労職研は建て替えられた杉浦医院の４階に移ることになり、活動の幅を広げ、現在にいたっておられます。その間、代表を務められた杉浦医師、伊藤医師がいずれも若くして他界されたことは大変残念ですが、献身的な事務局の方々と、二人の魂を引き継いだ森現代表により、労職研の活動が今も活発に続けられていることに、心から敬意を表します。

当ユニオンは日々労働相談を受け付けておりますが、最も相談件数が多いのが、いじめパワハラ問題で、その次に雇用問題・未払賃金問題・労災問題が同じくらいの割合で続きます。

そしていじめ・パワハラを受けた多くの労働者が、適応障害や抑うつ状態で仕事を休まざるを得ない状況に追い込まれています。しかし精神疾患が業務上の災害に認定されるのは極めてまれで、生活苦に直結します。安心して働くことのできる職場作りは今日の労働組合の焦眉の課題である、と私は考えています。

昨年、パワーハラスメントを防ぐために、企業に防止策を義務づける労働施策総合推進法が成立しましたが、労働者側の働きかけがなければ実効性はありません。労職研のみなさんとともに、働きやすい職場環境を築くために、労働組合として取り組みを強化していきたいと思います。

今後ともよろしくお願いします。

（労職研運営委員／名古屋ふれあいユニオン副委員長　浅野　文秀）

★もくれん 100 号にかこつけて

もくれん 100 号、おめでとうございます。

さて私ごとになりますが、前世紀の終わりごろにそれまで勤めていた職場を解雇され８か月間の失業を経験いたしました。一方その頃の東海地方には労働安全センターはなく、三重県下ではユニオンみえが相談にみえた被災者を組織化した上で労働運動の一環として援助を行っておりました。しかし一労働組合の活動では限界もあり、ユニオンみえの内部では広く労災職業病の被害者救済を目的とする独立した機関が三重県内にも必要であるという認識でした。当時からユニオンみえの副委員長であった私は、時間が自由になるこの機会にと東京に出向いて労働安全センターの活動について教えを受け、とりあえず三重安全センター準備会を名乗って全国の労働安全センターとつながりを持ちながら今後に備えることにいたしました。

そのような状況の中、杉浦裕先生が名古屋で労災職業病研究会を立ち上げるとの情報を得て、ユニオンみえとして団体会員となり、また微力ながら私がユニオンみえを代表して名古屋労職研の運営委員を務めさせていただくこととなりました。名古屋という近隣の地で労災職業病問題に

直接対応する組織の活動にかかわりながら見識を深め、将来においては三重県の労働安全センター活動にも役立てたいと考えておりました。

その後三重県内での労働安全センターは「みえ労災職業病センター」として設立にこぎつけたものの、主に資金面の問題から継続ができずに頓挫し２年足らずで残念ながら解散することになってしまいました。もちろん今でも三重県内に労働安全センターは必要であると思ってはいますが、再結成の機が熟さずに現在に至っています。

というわけで名古屋労職研にはまだまだお世話になります。どんどんお世話になろうと思っています。労災の被災者救済はもちろんですが、特にユニオンみえに専門家がおらずノウハウがあるとも言いがたい職業病問題への取組みは、名古屋労職研の皆様のお力添えを得なければ成し遂げられませんので、今後もよろしくお願い申し上げます。

（労職研運営委員／ユニオンみえ　江川　正典）

☆労職研は労働と人権問題の窓

もくれん 100 号おめでとうございます。労職研の歴史は私の軌跡に重なり、労職研との出会いの記憶は初心を思い起こさせてくれます。

労職研との最初の出会いは朝日新聞の行事案内「連続学習会病気編 2002 年 1 月 19 日午後 2 時半、名古屋市公会堂。呼吸器内科医伊藤光保さんがじん肺をテーマに話す」でした。当日は司会の杉浦先生が穏やかに迎えて下さり、伊藤先生の説明は優しくも精緻でした。換気血流不均等分布の図解から呼吸器障害やじん肺病態など安衛法の枠組みと医学的整理を素人の私にもイメージし易く語られました。

私はバブル期東京での過重労働で健康を害し退職、実家に戻り 30 歳代前半を療養に費やし、2001 年に社労士を開業したばかりでした。自身の経験を踏まえ労働の現場に立った活動もしたくて場を探していたので、あの出会いにとても感謝しています。労職研事務所が金山にあった頃です。杉浦先生、伊藤先生が 2002 年名古屋弁護士会の人権賞を受賞され、翌年には私もお手伝いして事務所を八事山のアパートに移し、その半年後、杉浦医院新築と同時に現在の事務所に移りました。

この間、連続学習会も続き、弁護士名嶋聰郎先生のお仲間と外国人労災ホットラインを多言語対応で開催し始めました。このご縁で私も外国人問題研究会 heart に参加し例会で多くの学びとともに、各方面で活動する専門家や若い方々の情熱に触れることができました。労職研が活動を始めた時代は、介護保険、成年後見制度が始まり、情報公開法も施行されました。特に、情報公開法は民主主義の新ツールで社会参加の武器になると感じ、私は色々開示請求を続けていましたが、労職研の紹介で、全国安全センターの皆さんとともに労働基準行政文書の開示請求と公開の活動を継続しており、私のライフワークとなっています。私は成年後見専門家の活動にも参加し、情報公開のノウハウはそこでも活用しています。労職研は私にとって、労働と人権の問題を具体的に考え、行動させてくれた世界への窓です。これからも、人を繋げていく役割を担っていただくことを希望しています。

（労職研運営委員／社会保険労務士　榊原　悟志）

★生きとし生きるもの

感慨深く、当団体機関紙**もくれん**が 100 号を迎える。
あらためて「継続は力なり」２０年前の発足以来、会員の皆さま、事務局の皆さまに感謝します。
創始者の杉浦裕先生が在学中から活動してきた労災職業病に関しての市民運動・活動です。特定非営利活動法人「医療と保健と福祉の市民ネットワーク東海」（伊藤光保理事長）の理事として出会い、1998 年から活動してきました。活動内容と概念がちかく名古屋労災職業病研究会と共にするきっかけになり、建築労働環境の立場から運営委員として参加してまいりました。
2003 年杉浦医院新築工事の建築設計を担当した時、当初は３階建の計画だったが基本設計が終わった段階で「実は名古屋労災職業病研究会の事務所を移転したいので４階建に・・・」と一度は反対したけど思いが強く活動拠点の重要性を理解し、やむなく賛同し設計変更した事。
印象深い活動としては 2006 年 2 月 10 日に公布、3 月 27 日に施行された石綿による健康被害の救済に関する法律（**石綿健康被害救済法**）成立前に初めての街頭活動を寒さの中、栄交差点（三越前）で行いました。
2008 年 9 月 21 日～23 日「第 19 回総会 全国労働安全センター連絡会議」名古屋労災職業病研究会の主管で開催（愛知県青年会館にて）し、分科会を通し地域課題が見え、全国の仲間が集まったことが昨日のように思われます。2011 年 5 月 15 日名古屋労災職業病研究会 10 周年記念シンポジウム「労職研の 10 年を振り返り、今後を大いに考える」開催（愛知青年会館にて）したことが印象深くあります。
大きな悲しい出来事として共に活動してきた二人の友人を見送った事、創始者の杉浦裕先生（2012 年没）「**もくれん**」によく投稿していた俳句の一首によく散歩していた興正寺の境内で詠んだ句の中に自らの命の終わりが近づき、夏の終わりに蝉が横たわった姿と重ねたのだろう。「医療と保健と福祉の市民ネットワーク東海」の理事会（ほとんど酒の席）で議論しあったが常に冷静沈着な杉浦裕先生はいつも鳥の目で意見を述べていた。二代目伊藤光保先生（2015 年没）は「**和を以て貴しとなす**」をモットーに多くの意見に耳を傾け、法人を仕切っていた。走馬灯の如く駆け巡る。
そんな二人の意思を継いだ三代目森亮太先生に大いに期待したい！

（労職研運営委員　山田　和孝）

☆・・・私は弱い人間だった。情けない人間であった・・・

「もくれん」の発行が今回 100 号のこと、心よりお祝い申し上げます。
私が最初に寄稿したのは 2015 年 10 月 29 日発行の 79 号であった。表題は「・・・未必の故意という殺人・・・」だった。それから 4 年経ち今回が 22 回目の寄稿となる。
どのような原稿を寄稿したのか改めて第 1 稿から読み返してみた。恥ずかしながら稚拙な文章でありかつ何を言わんとするのか不明の物もあった。そのような原稿を長きに渡り載せていただいた名古屋労災職業病研究会の成田博厚氏には心から感謝を申し上げたい。
第 1 稿から第 21 稿までの寄稿文を読み返してみて思った事は、どの原稿もその時々を懸命に“生きる”という事を訴えてきた、つもりであるが読者の方々は如何であったろうか。

私は 2012 年 3 月に悪性胸膜中皮腫を宣告され同年 8 月に右胸膜肺全摘出手術を受けた。以来 7 年間寒暑梅雨などの気候と闘いながら何とか生き長らえてきた。だがしかし、今年 8 月 8 日の定期検診・・・ヨード剤を使用しての CT 撮影・・・を受診し、結果主治医の「異常は見受けられない」との診断に安堵して帰宅した。8 月 19 日に市民病院の消化器内科の受診の日・・・胆石と胆道の状況検査の為ヨード剤を使用しての CT 撮影を内科医から言われていたが大学病院の CT 画像の複製を提出し診て貰うことで短期間での 2 度の CT 撮影を回避した・・・提出された CT 画像と 2 名の画像診断医師の所見を見た内科医は「中皮腫の再発の疑いありと記載されていますが知っていますか？」と私に聞いた。画像診断医の所見箇所を見た。驚愕した。

帰宅後すぐに主治医に電話をした。現在手術中なので夜にでも電話するとの事務員の話。夜 9 時過ぎ主治医から電話がきた。29 日午前に診察するとのこと。29 日再度ヨード剤を使用しての CT 撮影。画像診断医の所見箇所を診る。私は所見箇所の痛みを訴えた。9 月 5 日午後 PET 検査。午後 3 時半診察。所見箇所は真っ赤だった。心膜も赤色だった。若い医師とベテラン看護婦が来た。所見箇所を麻酔し三人して膿を注射器で 5 本抜き取った。そして主治医は言った。「これを細胞診に出して確認しますが、おそらく再発です。この後すぐに呼吸器内科の先生の来週の予約を取ってください。」私は膝が震えてまともに歩けなかった。それでも懸命に頑張って呼吸器内科受付へ行った。何とか 9 月 12 日の予約が取れた。

エントランスで迎えた妻に声を発せられなかった。帰りの車中互いに無言であった。

夕食時に少し落ち着きを取り戻し診察結果を妻に話した。妻も愕然とし箸を持たなかった。

手術後 7 年間なんとか生き長らえてきた。言い表せないほどの闘いの日々であった。5 年を過ぎてからの 2 年間は治ったとは思わないが進行は止どまったかなと思い違いをしていた。そこに心の緩みや油断が生じていた。その緩みに再発という恐怖が突っ込んできた。それは 7 年前に中皮腫を宣告された時の恐怖より遥かにショックが大きかった。もう 7 年前の様な闘う気力が湧いてきそうにない。明かな希望に替わる何て愚かな希望を持ったのだと後悔した。“生きる” をもう訴える事ができない。私は弱い人間だった。情けない人間であった。

（労職研会員　橋本　貞章）

★中皮腫発症１４年８か月、無治療で生きる

新潟支部世話人岡田伸吾さん講演

８月３１日、クロスパル新潟で中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部世話人の岡田伸吾さん（６４歳）がご自身の闘病体験について講演しました。

岡田さんは電気工事の仕事を長年していてアスベストにばく露し、２００５年１月、５０歳の時に悪性胸膜中皮腫を発症し、今日まで１４年８か月間、療養を続けてきました。２００７年２月に労災認定されています。

岡田さんはこれまで、色んな人の助けをいただいてきたと前置きし講演を始めました。

中皮腫を発症した時、岡田さんは咳が止まらなくなり近所のいきつけの医院を受診しました。胸部レントゲンの撮影を終え、医師に呼ばれ診察室に入っていくと、医師の顔がひきつっていたそうです。肺の片側が真っ白だったからです。医師から新潟大学病院、新潟市民病院、済生会新潟病院を紹介できると伝えられた岡田さんは、自宅近くの済生会を選びました。済生会では担当医師に「水（胸水）を取って、濁っていてがん細胞が浮いている状態だと厳しいことになります」

と伝えられ、ものすごいショックを受けたということでした。２日後に入院し、その間にも肺の水は増えていきました。入院当日はほとんど息が出来ない状態でしたが、レントゲン、ＣＴを見ると、肺の形がなくなるほどつぶれていたそうです。脇腹から抜いた水はきれいで透き通っており、がん細胞は見つからなかったそうですが、医師からは「間違いなく悪性腫瘍です」と言われました。その後は造影剤を入れながらのＣＴ検査と肺の組織を採取する生検を受けました。医師には今度入院する時は３か月になりますとも言われました。

２週間後、検査結果を聞くために病院に行くと、「何が起きたんでしょうね」という状態になっていたそうです。肺の水が増えていなかったからです。ドレンで水を抜くのも大変なので、それからは２週間おき、３週間おきに様子を見ていくことになりました。半年後に反対側の肺にも水がたまるようになり、秋には両方の肺に同じくらいの量の水がたまっていました。その後、水がたまるのが止まっていき様子を見ていくことになりました。

発症の翌年、岡田さんは新聞で石綿健康被害救済法が施行されたことを知り、保健所に手続きにいきました。そこでもらった資料には中皮腫発症後の余命は３か月、長くて半年という記述があり、主治医に確認したところ「その通りです」と言われ、自分にどれだけ時間が残されているかとさらに主治医に聞くと「３年」という答えが返ってきたということでした。

余命について確認した主治医はこの半年後にいなくなりました。その後引き継いだ医師は病気の話をきちんとしてくれる医師で、外国の薬を取り寄せてあげると言われたこともありましたが、アレルギー体質があるという理由で岡田さんは断りました。２番目の主治医は１年もたたずに変わっていきました。３番目の主治医になり、レントゲンを撮って検査しているだけの生活になりました。済生会ではこの医師が一番長くなりましたが、痛み止めを飲んで、やりたいことをやっていった方がいいですよという対応で、ＣＴを撮影しても、長い間、詳しい内容をおしえてくれない医師だったことから岡田さんはストレスがたまり、新潟市民病院に転院しました。

新潟市民病院に変わり医師に疑問に思っていたことをぶつけましたが、「無治療で５年以上生きている人は見たことがありません」という答えだったそうです。再検査と痛み止め治療を勧められ、痛み止め治療を試してみましたが、目が回るうえ、はきっぱなしになり無理だなと考え止めました。この時、信仰を持っていたので、お釈迦さまにお任せしよう、無治療でいこうと腹決めしたということでした。その後、変化なく今日に至っているということでした。

今年、８月に新潟支部発足以来共に活動してきた胸膜中皮腫患者のＹさんが亡くなったことについても触れ、「Ｙさんが亡くなったことはかなりきつかった。同じ病気で片方は無治療で生きており、（病気が）進む人は進んでいく。この違いはなんだろうと一生懸命考えたけれど、これも一人一人の人生なんだと受け入れることしか」とお話しになっていたのがとても印象に残りました。

発症当時、岡田さんはまったく食事を受けつけなくなったことがありましたが、温泉に湯治に行った時、売店で熟成にんにくを販売しているのを見つけ、買い求めました。それ以来、がんに効く、免疫力や食欲が上がるということで１０年以上熟成にんにくを食べており、それで、現在の体型を保っているということでした。免疫力を上げるには体を温めるのが良いので、温泉には結構な回数いっているということでした。

発症して４，５年経った時、体を動かさないことから筋肉が落ち、まっすぐ座っていても肩の片側が下がったり、体の軸が固定できなくなったりしていきました。病院に行くと股関節の状態、筋肉が弱っているので、できるだけ歩くようにと指導され、それ以来毎日１時間歩くことと、屋内でのストレッチを実践しているということでした。トレーニングを始めてからまともに歩けるようになるまで３年かかったということでした。今日、こうして座っていられるのも、歩くことが出来ることによって座っていられることを実感できるということでした。

岡田さんは最後に、発症した時の先生（医師）は紹介先病院について３つの選択肢をくれるような気配りができる先生だった。２人目の先生は、「私は温泉大好きなんです。腫瘍に悪いと温泉

に書いてありましたが行ってもよいですか」と聞いたところ「どうぞ」と言ってくれる先生で、自身の状態を見守ってくれる先生だった。労災の申請にしても保健所の女性に救済法より労災の方が手厚いですよと言われ申請することが出来たし、障害年金もできるだけやってみましょうということで取ることが出来た。ちょっとでも道を外れたらかなり厳しかったのでは、出会いによって変わっていくと考えている。仏教の信仰を持っているが、仏教は病気になった時どう受け止めればよいか教えてくれる。延命したい気持ちはもっておらず、家庭内の問題の対処などは難しいと思うので患者と家族の会の中で相談できたらよいのではと思っていると講演を締めくくりました。

（事務局　成田　博厚）

☆「職場のいじめパワハラほっとライン」を開催

相談を受ける名古屋ふれあいユニオン運営委員長の鶴丸周一郎さん

労職研が加入している全国労働安全衛生センター連絡会議のメンタルヘルス・パワーハラスメント対策局主催で９月７日と８日の ２ 日間、東京、名古屋、神戸の３地点で全国一斉「職場のいじめパワハラほっとライン」を開催しました。このほっとラインは９月１０日が WTO の定めた世界自殺予防デーであることや、今年５月に企業がパワハラ防止策を取ることを義務付けた改正労働施策総合推進法が成立したことを受け実施されました。

労職研は名古屋ふれあいユニオン、名古屋シティユニオンとともにホットラインを実施し８件の相談を受けました。

相談内容は、スーパーの品出しの仕事をしている６０代女性から、４０代の他のメンバーに比べ自分の仕事のペースが遅いことから時間帯リーダーが自分にのみ厳しく毎日怒られ眠れないというものや、製造業で現場リーダーのパワハラが酷く、部署がなくなってしまった。若い人達が辞めていき、ベテランの中にうつ病を発症する者もいるという相談が寄せられました。

相談に応じた労働組合のメンバーは、会社に相談窓口はないか調べてみることや、就業規則の該当箇所のチェックをすること、ユニオンに加入し団体交渉で会社側に申入れすることも可能ではとアドバイスしていました。また、メンタル不調を訴える相談者には、杉浦医院分院の鶴舞こころのクリニック（https://tsurumai-kc.com/）を受診することを勧めたりしていました。

他の着信地点での二日間の相談件数は東京８件、神戸は、事前の２件を含め５４件で、９月２１日までにさらに同じ人

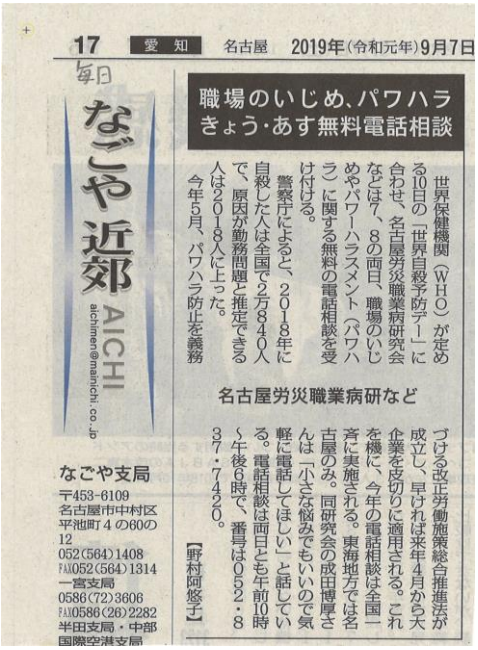

17　愛知　名古屋　2019年(令和元年)9月7日

毎日

なごや近郊 AICHI aichimen@mainichi.co.jp

職場のいじめ、パワハラ きょう・あす無料電話相談

世界保健機関（WHO）が定める10日の「世界自殺予防デー」に合わせ、名古屋労災職業病研究会などは7、8の両日、職場のいじめやパワーハラスメント（パワハラ）に関する無料の電話相談を受け付ける。

警察庁によると、2018年に自殺した人は全国で2万840人で、原因が勤務問題と推定できる人は2018人に上った。

今年5月、パワハラ防止を義務づける改正労働施策総合推進法が成立し、早ければ来年4月から大企業を皮切りに適用される。これを機に、今年の電話相談は全国一斉に実施される。東海地方では名古屋のみ。同研究会の成田博厚さんは「小さな悩みでもいいので気軽に電話してほしい」と話している。電話相談は両日とも午前10時～午後6時で、番号は052・837・7420。【野村阿悠子】

名古屋労災職業病研など

なごや支局
〒453-6109
名古屋市中村区平池町4の60の12
052(564)1408
FAX052(564)1314
一宮支局
0586(72)3606
FAX0586(26)2282
半田支局・中部国際空港支局

2019/9/7　毎日新聞

の相談は含まず１０件ありました。　　（事務局　成田　博厚）

★中日ビルのアベスト除去工事についての説明会を竹中工務店が開催

解体工事前の中日ビル

労職研が加入している愛知アスベスト対策連絡会が、竹中工務店に中部日本ビルディング（以下、中日ビルとします。）解体工事におけるアスベスト除去工事の説明会を求めたところ、９月１０日、竹中工務店名古屋支店で説明会が開かれることになり事務局の成田が参加しました。

筆者の中日ビルの思い出は幼少の頃、母親に連れられて中日ビル２階にあった「サンモリッツ」という喫茶店で、バナナの入ったシュークリームをよく食べさせてもらったことです。

説明会は冒頭のみ写真撮影を認められ、録音は認められましたが、この日用意されたパワーポイントの印刷資料の配布はありませんでした。連絡会事務局長の鈴木さんはNHK の取材を入れる交渉を竹中工務店としていたそうですが許されませんでした。

名古屋・栄交差点の南東に位置する中日ビルは１９６６（昭和４１）年４月に竣工した築５３年のＳ造（鉄骨造）、SRC 造（鉄筋鉄骨コンクリート造）、RC 造(鉄筋コンクリート造)の複合構造で、地下４階、地上１２階、塔屋４階、延べ床面積８万４千㎡のビルです。中日劇場や店舗、飲食店、事務所等が入っている総合貸しビルでしたが、今年３月末で営業を終了しました。中日ビルの解体工事は今年４月１日から２０２２年２月２８日までの予定で、新しいビルを建てながら、地下を解体する期間が１年あるということで３年間もの長丁場の工事になるということでした。

説明会

中日ビルのアスベストの量や除去期間については、レベル１の吹き付けアスベストについては、地下駐車場の天井面と全館の鉄骨の耐火被覆約４万㎡の除去工事が４月１５日から１２月中頃までの予定で始まっており、レベル２の配管保温材については全館に約２５００箇所、約３０００㎡あり７月中旬より年内一杯の予定で除去工事を行うということでした。レベル３のアスベスト含有成形板やダクト配管のパッキンなどについては解体工事開始前よりサンプリング調査を始め、５月より除去工事を始め年内に完了する予定ということでした。吹き付けアスベストはアモサイトやクリソタイルということです。

除去工事の全体工程は１階部分の大型車両を通す部分のアスベスト除去を最初に行った後は、地上は１２階より順々に下に降りる形で除去工事を行い、地下については順次工事を行い、地下４階のみ、１０月まで稼働している地域に熱供給を行うプラントがあることから、プラントが移転する１０月以降にアスベスト除去を行うということでした。

レベル２の配管保温材については、配管の保温材部分を切断した後、１階の負圧養生されたゾーンに持ち込み、配管のアスベスト除去をするということでした。

レベル１のアスベスト除去中は、負圧養生ゾーンのビニールシートに破れが無いか作業前に点検し、集塵排気装置の始業前点検をして、その日取った分に関しては清掃して回収するということでした。作業終了後も１時間半は集塵排気装置を動かし、作業中に飛散した粉じんも回収するということでした。隔離室の入口、集塵排気装置の吹き出し口の前で１日に３回デジタル粉じん計で計測するほか、アスベストを除去する隔離室内部の空気を外に漏らさない陰圧ルームの微圧監視計も使用しているということでした。敷地境界での計測は１工区作業中に１回ということでした。本工事では、レベル１の除去作業の工区は４０工区以上あるということでした。

アスベスト含有建材のサンプリングについては工事前よりテナントが退去し、空いた部屋から行いケイカル板、岩綿吸音板、ダクトのフランジパッキン、配管のグランドパッキン、床の長尺シートやＰタイルなど２５検体行ったそうですが、参加者から検体の数が少ないのではという意見が上がっていました。

レベル２の配管保温材については解体工事着手後調査を本格的に始めたことから、７月より除去工事が開始されました。

天井に張られた岩綿吸音板の裏面には吹き付けアスベストが降り積もっている場合があり、その時はレベル１の吹き付けアスベストを除去するための養生（隔離）区画をまず作り、その後、養生区画の中で吸音板を取り外し、レベル３として処理するため梱包し搬出した後、吹き付けアスベストの除去を行っているということでした。

竹中工務店は中区丸の内にあった地上２５階建ての名古屋東京海上日動ビルの解体工事をしていた２０１０年１月に、空気１リットル当たり１５００本のアスベストを飛散させる事故を起こしていますが、中日ビルの工事では隔離室の入口、集塵排気装置の吹き出し口の前で１日に３回デジタル粉じん計で計測し、繊維が確認された場合は工事を止めるということで、飛散事故に対する意識が以前に比べて上がったのではと感じました。

（事務局　成田　博厚）

☆「移民社会」のこれから

髙谷幸（移住連・大阪大学大学院人間科学研究科）

日本の移住労働者受け入れと政策について講演する大阪大学准教授の髙谷幸さん

労職研が加入している東海在日外国人支援ネットワーク第 11 回総会記念講演は、若い研究者髙谷幸さん、若い人に語ってもらうのは、こちらにも元気が伝わって良いものだ。30 人ほどの参加者で、机の配置はバラバラ、関西なまりでアットホームな雰囲気の講演会であった。以下に講演内容をご紹介する。

まずは日本に暮らす移民の現状。肌感覚でもわかる 2013 年来の大幅な在日外国人数の増加。特にベトナム・ネパール人などの増加は全国的な傾向である。永住者など安定した在留資格を持つ人は５割程度だが、留学・技能実習などが最近どんどん増加している。双方とも現実には働くための在留資格であり、日本の人手不足を支える存在である。やはり日

本の人手不足と結びついた現象であることが現れている。

この人手不足対応のために急遽改定された入管法であるが、政府はあくまでも単純労働者受け入れとは言ってない。特定技能２号は現行の専門的・技術的分野と同じレベルであり、特定技能１号はそれより低い専門的技能という位置づけである。しかも技能実習は今まで労働の資格ではない形であったが、非技術的・非専門的分野で働く在留資格として技能実習まで入れ、技能実習終了後に特定技能１号への移行が可能としたため、母国への技術移転というこれまでの建前とは矛盾したものとなっている。

新たな在留制度では、技能実習から特定技能１号への移行が半数以上であろうと見込んでいる。とすれば技能実習では最長５年家族の帯同不可、特定技能１号でも最長５年家族の帯同不可である。最長 10 年単身で働き特定技能２号に移行しようとしても建設、造船・舶用工業以外認められていない。つまり最長 10 年の使い捨て労働者制度ということだ。制度が拡大され 10 年働き続けても永住への道は険しく資格取得は容易ではない。

こうした制度は、政府の「移民政策」否定の表れである。過去 30 年政府は単純労働者を否定し、サイドドアからの受け入れつまり日系人を親族訪問、技能実習生を技術移転という名目で受け入れてきた。しかし、日系人等の集住地域での問題、地域レベルでの外国人受け入れから発生してきた地方政治参政権の問題、あるいは治安問題等のゆえ定住化を拒否し技能実習制度に依存する傾向が強まってきた。

結果として非熟練労働分野での外国人労働者の受け入れを公式に認め政策を転換したが、移民を否定する姿勢を維持することになった。そこには安価な労働力を求める経済界と移民反対派双方への配慮、また統合政策つまり入国後の生活を支える政策コストをかけたくないという政府の思惑がある。

そもそも、移民政策とは出入国管理政策と統合政策の二本立てのはずだが、日本では出入国管理に大幅に偏り、統合政策つまり入国後の生活を支える政策が全く欠如している。

たとえば、統合政策の指針となる「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を見てみると格差、貧困という言葉は全く出てこない。差別は一語のみであり、いかにこうした問題に関心がないか如実に表れている。

このように過去 30 年移民政策は取らないという施策がどのような結果をもたらしたかは、5 割をしめる永住者等つまり移民たちがどんな生活をしてきたかを見ることによってわかる。今回取り上げたのはフィリピン人母子世帯で、この人たちは貧困と周縁化（ないものとして周囲に追いやられる）を経験している典型的な層だと思う。

フィリピン籍生活保護世帯の実に 62.8%が母子世帯である。多くは子供の父親である日本人男性と離別したのち、子供たちと暮らす世帯である。元パートナーの協力が得られないうえ、DV 被害の経験も非常に多くビザの手続きもしてもらえず長期の非正規滞在となっている例も多い。その場合極度の貧困に陥っている

母子世帯の貧困は、言ってみれば日本社会の問題でもある。ひとり親世帯の貧困率は OECD 平均 31%、日本では約 51%、しかも日本の母子世帯の実に 82%は働いているにもかかわらず貧窮している。その中で日本人と比較した場合フィリピン人の方がより多い割合で働いている。が、その仕事内容を見てみると日本・韓国・中国人の母親と比べ、圧倒的にブルーカラーの不安定な仕事が多い。実際インタビューすると、弁当工場・クリーニング・清掃などほとんどが非正規雇用でありフルタイムで働いても十数万円にしかならず、かけ持ちも多い。結果として子育てとの両立は困難となっている。

したがって、シングルマザーは育児の面でも周縁化、つまり取りこぼされる現象が起こっている。不安定な雇用に加え、父親の養育費はほぼなし、実家の支援もないどころかむしろ経済的援助を期待されている。たった一人で母としての役割りを担い、不安や離婚などへのカソリックゆ

えの罪悪感などで押しつぶされそうになっているにもかかわらず、学校・公的機関の情報は言葉の壁のため多くは伝わらない。セーフティネットから非常に取り残されやすい状況である。さらに、子供へのいじめ、進学への対応の困難、あるいは早く働いてほしいと願う親と、自分の人生を築きたい子との葛藤。さまざまな要因がフィリピン人母子家庭を社会の中で周縁化させている。

以上，移民政策が貧困とか周縁化をもたらしてきた例をあげたが、次に移民政策不在政策ゆえに、外国籍住民が格差と差別に直面している点をあげたい。

昨年、文科省がはじめて外国籍子どもの格差について公表した。日本語教育が必要な高校生の9%が中退、進学率は 42%、非正規就職率は公立高校生が 4%であるのに対し実に 40%の高さ、進学も就職もしない生徒は 18%となっている。

それ以前に認めていなかった外国籍の子供たちの格差が端的に表れ、政府としても何らかの政策をとる必要が出てきたことを示している。

さらに子供のみならず、移民政策不在の帰結として様々な差別の存在もあげられる。たとえば、外国人であることを理由に入居を断られた率は 4 割にもなり、昨年の国連人種差別撤廃委員会でも、驚きと共に日本政府の無策を言及する場面があった。そのほか、外国人であるがゆえ就職を断られ例も多い。さらに差別的なことを言われた経験も多く中でも見知らぬ人から言われた例の多さには驚いた。

以上、移民政策放棄が、貧困・周縁化・格差・差別をもたらしてきたことを述べてきたが、ではどのような移民政策が必要なのかを提案したい。

私は、SDGs の「誰一人取り残さない」を理念としてあげたい。ひとりひとりの権利と尊厳が保障され、誰もが自分らしく生きられる。誰にも社会の中に自分の居場所・参加の場があるという理念である。

その理念を実現するためには、格差・貧困・差別を無くすための政策、社会参加を支える政策、アイデンティティを支える政策が必要である。

これらを私の提案として皆さんに提案したい。ありがとうございました。

質疑、応答、意見交換（参加者の発言は S、髙谷さんの発言は A とした）

S　特定技能受入れの後も大量の技能実習生が入国しているように感じるが、5 年間で 43 万人受け入れという目標が達成できるか疑問だが、どう感じているか？

A　この 5 年間の実習生・留学生の増加を見ていると 43 万人という目標はそれほど多いとは感じられない。特定技能より技能実習の方が使いやすいなどの意見もあるが現実はどうか派遣業界の方に聞きたい。

S　特定技能を入れなくとも技能実習入れて 3 年待った方が良いじゃないかというのが大多数の意見だ。協同組合は営業基盤もなく派遣会社が管理委託ということで動かしている状態なので、ものすごい勢いで派遣会社が増加している。今は、派遣会社も直雇いの企業も様子見である。特定技能の運用については不明瞭な点が多く、留学生がどんどん入ってくる状況では、日本語学校を取り込んだ方が早いかなという所だ。

　状況から見ると身分ビザを増やしたくない、活動ビザを増やしたいという政府の方針がよくわかる。が、日系人の平均年齢は 40 代半ばもう少しで 50 代、60 代となる。だから経済界は新たな資源を求めている。それが特定技能だろう。しかし、この制度を検討する 39 時間の討議の中で日系人についての議論は一つもなかった。日系人の中で厚生年金の受給資格を持つものは 4 割を切っているだろう。多くの日系人が生活保護を受けるしかない、とんでもない大きな問題を抱えみな悩んでいる。私は、違った形のカテゴリーの支えあい組織を作らない限り彼らは行くところがない。その点について政治は全く関心を持っていない。

Ａ　フィリピン人の例を挙げたが、高齢化などの問題は定住外国人に共通の問題だ。
Ｓ　フィリピン人に多いが、生活保護を受けていても国への仕送りが欠かせないため生活が脅かされている例が多い。仕送りは移民の重要な使命となっている。扶養控除を受ける支援などもしているが、日本の制度としてできることはないかと思う。
Ａ　家族で支える社会から来た人達を、家族の移入を制限している日本で支えるのはとても難しい。
Ｓ　呼び寄せは、高度人材でないと親などの場合は出来ないのではないか？
Ｓ　入管の裁量次第で最近は難しくなっているが、親が高齢で独居が困難、受け入れるだけの経済力などの条件を満たせば可能なようだ。
Ｓ　短期滞在ビザで親族訪問する例は多い。
Ｓ　高齢の親を呼び寄せる例は非常に多い。
Ｓ　特定技能２号には定住の道が開かれる。おそらく将来的には生産年齢人口減少に伴い短期を入れ替えまかなうやり方では不足を補えないだろう。２号が広がり定住化する方向に進むだろう。平均的には若くて元気な人が移民を希望するので、そうした人々を受け入れていくのではないかと個人的には思う。それでも、政府は短いローテーションの体制を続けるのだろうか？
Ａ　業界は、長く働く人を受け入れたいというのが少なくない。しかし、反対する力も強い。永住化したら高齢化が困る。働けなくなったら帰ってほしい。働けるか常にチェックし働けないなら帰ってもらうというのが最も合理的なシステムだと考えている。入管でも永住が増え過ぎだとみる勢力があり、永住を厳しくするという方向となっている。高齢化・人口減少の社会でそんなことが続くかと思うが、かたくなに永住化を拒む動きもあるので先が見通せない。
Ｓ　身分に基づく定住者が半分ということだが、そのうちの在日の人達についても政府はずっと厄介者扱いである。働けない人は帰ってもらうという政府の方針には、生活者の視点がまったく抜けている。定住している外国人の権利をどう保証するのか、安定した身分で暮らす権利をどう保証するのかが日本社会に求められていると思う。
Ａ　私もそう思う。しかし、今後の国の受入れ対応策については、分野によって取り組みも異なる。子供の教育については文科省に本気で取り組む動きもみられる。今後は支援する人達が、それぞれの立場から有効な施策を粘り強く訴えていくことが必要だ。
Ｓ　①フィリピン籍世帯主の生活保護受給率はどうなっているか？
②日本では、少子高齢化と外国人をどうするかという問題を論議してもかみ合っていない。最低賃金についても、それぞれバラバラで論議されるのみでかみ合っていない。
③日系４世のビザ許可がおりないことが問題となっているが。
④中国人の話では、永住申請より帰化申請の方が許可がおりやすいという話であるが。
Ａ　①フィリピン人母子世帯がどれだけ存在するか把握されておらず、答えられない。
②質問の意味が不明だが、少子化はどうでもよいというという面があるかもしれないが少なくとも高齢化で介護人材が必要だという論議はある。
③４世については申込が少ない。技能実習と同じく日系についても永住を認めない方針が強まっている。
④帰化が裁量帰化であることが問題だ。帰化を権利として認めていくことが必要だ。
以上、まとめが長くなったがとても実り多い話し合いでした。

（労職研会員　高須　優子）

★英乃海関の化粧まわし

以前もくれんに私がワインバー「MASSA」を大人買いして、オーナーになった話を報告したことがありました。平成 30 年３月お酒好きが高じて、ついにお店ごと購入するというとんでもないことをしました。幸いに労職研の関係者も度々ご利用していただいたり、杉浦医院の納涼会もこのお店でやったりと、何とか経営も安定しております。

そして、今回は４年前に白鵬関とちゃんこを食べる会に参加して、溜り席で相撲を時々見るようになってから、相撲好きとなり今年の名古屋場所で知り合った、十両英乃海関と仲良くなって、応援するようになりました。名古屋場所中には、私がオーナーを務める「MASSA」まで来ていただき、相撲界の裏側のお話などいろいろ楽しく聞かせていただきました。

その中の一つ、四股名の由来は日本大学理事長であり相撲部監督の田中英壽の名前から「英」、母親の名前から「乃」、師匠の現役時代の四股名「肥後の海」から「海」をとったものということでした。十両に上がった時に作った化粧まわしが古くなってボロボロになってきているので、新しいものを作ってほしいとの依頼があり、一度は幕内に上がったこともある、英乃海関が再度幕内に入れば、全国放送での広告の効果があるということもあり、この度化粧まわしを作ることとなりました。十両の土俵入りは、NHK の全国放送では映らないため両国国技館まで駆けつけてとった一枚の写真です。化粧まわしの中に思いを込めて入れた「金星」をたくさん取って、再び幕内で再び活躍し、私のお店「ＭＡＳＳＡ」と杉浦医院の本体である「医療法人八事の森」を全国に広めるように頑張ってもらいたいものです。

（労職研代表　森　亮太）

☆事務局からのお知らせ

★「福田文夫さんのニチアス石綿被害損害賠償裁判」傍聴のお願い

日時：12 月４日（水）11：00

場所：岐阜地方裁判所　　傍聴をよろしくお願い致します。

労職研の活動

7 月					
	６日	東海在日外国人支援ネットワーク第 11 回総会		11 日	名古屋アスベスト被害国家賠償裁判傍聴
	13 日～14 日	労住医連第 37 回総会 in 広島・呉		22 日	東海在日外国人支援ネットワーク会議

	25 日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴		25 日	名古屋労職研事務局会議
	30 日	厚労省交渉（メンハラ）		31 日	福田文夫さんのニチアスアスベスト被害損害賠償裁判傍聴

８月					
	５日	岐阜アスベスト被害国家賠償裁判傍聴		８日	名古屋労職研事務局会議
	９日	アスベストユニオン会議		17 日	高木ひろし友の会ビアパーティー
	19 日	東海在日外国人支援ネットワーク会議		22 日	名古屋労職研事務局会議
	29 日	メンハラ対策局例会		31 日	新潟アスベスト被害相談会＆患者と家族の集い

９月					
	２日	上越アスベスト被害相談会事前記者レク		３日	金沢アスベスト被害相談会・患者と家族の集い事前記者レク
	７日 ～ ８日	職場のいじめ・パワハラほっとライン		10 日	中日ビル解体に伴うアスベスト飛散防止対策説明会
	12 日	名古屋労職研事務局会議		13 日	静岡ニチアスアスベスト被害裁判傍聴
	15 日	中皮腫サポートキャラバン隊 in 金沢　アスベスト被害相談会・患者と家族の集い		16 日	上越アスベスト被害相談会
	22 日	市民公開講座「こんなに良くなった中皮腫治療」		24 日	東海在日外国人支援ネットワーク会議
	26 日	名古屋労職研事務局会議		28 日 ～ 29 日	全国労働安全衛生センター連絡会議第 30 回総会

【労職研　会費・カンパ振込先】
郵便振替　口座番号　00860－5－96923
加入者　　名古屋労災職業病研究会

発行　　名古屋労災職業病研究会
発行者：森　亮太
名古屋市昭和区山手通 5-33-1　杉浦医院 4 階
Tel./Fax.052-837-7420
e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp
http://nagoya-rosai.com/